

■ 地域活性化、社会資本整備、中小企業対策

(1) 地域活性化

地域経済の元気復活のため、住民の生活に密接に関わる住宅・市街地施設等の耐震化や施設の長寿命化を図るための維持管理の推進、農林水産業の生産基盤の強化など、新成長戦略の前倒しとなる取組をはじめ、地域の目線に立ったきめ細かな支援を行う。

<具体的な措置>

○耐震化等による安心・安全な居住・生活環境の整備(抜粋)

(ア)住宅耐震化の加速等

- ・地方自治体における住宅耐震化支援や、耐震化の合意形成が困難なマンションの耐震診断等への直接支援を図る。
- ・既存住宅ストックの耐震化、バリアフリー化等の改修費用を支援し、子育て世帯、高齢者、障害者等に対する安心・安全な賃貸住宅の供給を促進する。

(イ)生活に密接に関わる学校等の施設の耐震化の推進等

国民生活に密接に関わる学校、上下水道等の耐震化等や、認知症高齢者グループホーム等の防災対策上必要な改修等の支援(再掲)を図るとともに、災害発生時の避難地等として機能する都市公園の整備等を行う。

住宅・建築物の耐震化緊急支援事業

住宅・建築物の耐震化率の目標

中央防災会議で策定された「地震防災戦略」において、平成27年までに大規模地震による死者を半減するため、耐震化率を9割とすることとされている。

新成長戦略（平成22年6月閣議決定）

（住宅・建築物の耐震改修の促進）
住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全安心な住宅ストックの形成を図る。

住宅の耐震化率の現状と目標

住宅の耐震化の状況

現状（H20）

約79%

平成27年における目標

目標（H27）

90%

平成32年における目標

目標（H32）

95%

※多数の者が利用する建築物については80%（H20）→9割（H27）

住宅・建築物の耐震化緊急支援事業

◇住宅の耐震改修等の緊急促進

住宅の耐震改修等について、国が30万円／戸を緊急支援

◇緊急に耐震化が必要な建築物等への支援

1. 緊急に耐震化が必要な建築物、合意形成が困難なマンションの耐震診断について、国が直接的な支援（200万円／棟）を実施。
2. 緊急に耐震化が必要な建築物の耐震改修について、国が直接的な支援（耐震改修工事費の1／6）を実施。

※緊急に耐震化が必要な建築物：緊急輸送道路沿道建築物、避難路沿道等建築物、災害時要援護者関連建築物（保育所、学校、老人ホーム、病院等）

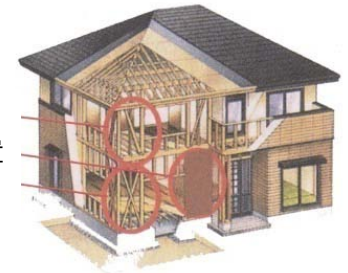
○耐震改修イメージ

＜戸建住宅＞

筋交いの設置

構造用合板の設置

筋交いの設置



＜学校＞

